

2024年11月28日

各位

証券会員制法人 札幌証券取引所

パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集（規制の設定又は改廃についてのご意見募集）を実施することといたしましたのでお知らせします。

記

1. パブリック・コメントの内容

- ・企業内容等の開示に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の改正に伴う上場制度の見直しについて

2. 意見提出方法等

(1) 募集期間：2024年11月28日（木）～2024年12月20日（金）

(2) 提出方法：郵送、ファクシミリ、E-mail

(3) 提出先

① 郵送の場合…〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目14-1

証券会員制法人 札幌証券取引所 自主規制部

② ファクシミリの場合…FAX：011-251-0840

③ E-mailの場合…本所ホームページ（URL…<https://www.sse.or.jp/archives/publiccomment>）

上の入力フォームから提出して下さい。

3. 公表資料の入手方法

本所ホームページ及び本所窓口での配布

4. 意見等処理方法

提出期限の翌日以降、本所ホームページに掲載いたします。

以上

【お問合せ先】

証券会員制法人 札幌証券取引所

自主規制部

TEL 011-241-1135

企業内容等の開示に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の改正に伴う上場制度の見直しについて

2024年11月28日

証券会員制法人札幌証券取引所

I 趣旨

2023年12月22日、「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(令和5年内閣府令第81号。以下「改正開示府令」といいます。)が公布され、2025年4月1日から、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約又は社債に関して、臨時報告書の提出が求められることとなりました¹。

また、2024年9月27日、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(令和6年内閣府令第83号。以下「改正取引規制府令」といいます。)が公布され、2025年4月1日から、上場会社等の業務執行決定機関による株式報酬としての株式発行、自己株式処分又は新株予約権発行(以下「株式発行等」といいます。)に係る決定がインサイダー取引規制上の「重要事実」から除外される基準が改正されることとなりました。

これらを踏まえ、適時開示事由の追加を行うなど所要の上場制度の整備を行います。

II 概要

項目	内容	備考
1. 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約又は社債に係る適時開示事由の追加等	・ 以下の場合に適時開示を求めることとします。 ① 上場会社又は上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、以下のa又はbに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合 a 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の	※ 改正開示府令により臨時報告書の提出が必要となる金銭消費貸借契約又は社債に付される財務上の特約について、投資判断上の重要性を踏まえ、適時開示を求めるものです。 ・ 左記の各適時開示事由に係る軽微基準は、そ

¹ ただし、財務上の特約に変更があった場合等に係る臨時報告書について、改正開示府令の施行日前に締結された契約については、2026年3月31日以前に提出される臨時報告書までは省略可能とされています。

項 目	内 容	備 考
	<p>締結又は財務上の特約が付された社債の発行（既に締結している金銭消費貸借契約又は発行している社債に、新たに財務上の特約を付す場合を含みます。）</p> <p>b 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の弁済期限の変更、財務上の特約が付された社債の償還期限の変更又は金銭消費貸借契約若しくは社債の財務上の特約の内容の変更（当該財務上の特約に定める事由及び当該事由の発生があった場合の効果に照らして軽微なものを除きます。）</p> <p>② 上場会社又は上場会社の子会社等において、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約について財務上の特約に定める事由が発生した場合</p>	<p>の債務の元本又は発行総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産の額の10%未満であることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 社債に係る期限の利益の喪失については、現行規則で、発行総額にかかわらず、また、財務上の特約に定める事由に限らず、期限の利益の喪失が発生した場合に適時開示を求めています（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第2号r）が、上場会社の子会社等における適時開示事由を新設するとともに、左記②と同様に、発行総額に係る軽微基準を定めることとします。なお、上場債券及び上場転換社債型新株予約権付社債券は、上場廃止基準として期限の利益の喪失が規定されていることを踏まえ、軽微基準を適用しないこととします。
<p>2. 株式報酬としての株式発行等に係る軽微基準の改正</p>	<ul style="list-style-type: none"> 株式報酬としての株式発行等の決定に係る適時開示上の軽微基準を、以下のいずれかに該当することとします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 希薄化率が1%未満と見込まれること ② 価額（時価）の総額が1億円未満と見込まれること 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 改正取引規制府令により、株式報酬としての株式発行等に係る決定がインサイダー取引規制上の「重要事実」から除外される基準が見直されたことを踏まえ、適時開示上の軽微基準を同様の内容とするものです。 株式報酬としての株式発行等の決定に係る適

項 目	内 容	備 考
		<p>時開示上の軽微基準を、現行規則における軽微基準（払込金額の総額（新株予約権については、当該新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の総額）が1億円未満と見込まれること）に替えて、改正取引規制府令第49条第1項第1号ハと同様の内容とします。</p>
3. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他所要の改正を行います。 	

Ⅲ 実施時期（予定）

- ・ 2025年4月1日から実施します。
- ・ 1. ①b及び②に関して、2024年4月1日より前に締結された金銭消費貸借契約については、2026年3月31日まで適用しないことができます。

以 上